

【委員会記録】

南委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時55分)

議事に入るに先立ち、来代委員からさきの委員会で許可いたしました派遣の調査報告書が、議長及び委員長あてに提出されておりますことを御報告いたしておきます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について(資料①②③)

【報告事項】

- 「徳島県震災対策推進条例(仮称)素案の概要」について(資料④⑤)
- 「徳島県地震防災・減災対策行動計画」の策定について(資料⑥⑦)
- 「徳島県地域防災計画の修正」について(資料⑧)

中張危機管理部長

危機管理部から2月定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元には、説明資料が(その2)を含め2冊、委員会資料が(その1)から(その6)までお配りさせていただいております。

まず、防災対策特別委員会説明資料について御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

まず、平成24年度における危機管理部の主要施策の概要につきまして御説明を申し上げます。

第1点目は、災害・危機管理対応能力の強化についてであります。

東日本大震災の教訓と課題を踏まえ、切迫する東海、東南海、南海三連動地震に備えるため、被害想定を見直すとともに、市町村が実施する地震津波対策を支援するなど、これまでの防災対策に加え、助かる命を助けるという減災の視点を新たに加えた対策を積極的に推進してまいります。

また、より実践的な内容の総合防災訓練や各種避難訓練、広域連携に基づく訓練を実施するなど、災害・危機管理能力の強化を図ってまいります。

さらに、県民が一丸となって、災害に強い徳島づくりを実現することを目的とした徳島県震災対策推進条例(仮称)の制定に向け、検討を行ってまいります。

第2点目は、災害時等における初動体制の充実についてであります。

災害時の安否確認サービスであるすだちくんメールや総合情報通信ネットワークシステムなどの各種情報

ネットワークを活用し、初動体制の迅速な確立を図るとともに、本庁内に防災・危機管理センター(仮称)を整備し、災害対策本部の機能強化を図ってまいります。

第3点目は、災害時の情報提供・共有体制の強化についてであります。

東日本大震災を踏まえ、総合情報通信ネットワークシステムを再整備するとともに、安心とくしまネットワークシステムの災害等への耐障害性の向上を図り、情報提供・共有体制の強化を推進してまいります。

第4点目は、地域防災力の強化についてであります。

孤立化が想定される地域に臨時ヘリポートや衛星携帯電話を整備する市町村を支援するほか、とくしま防災フェスタなどの啓発事業の実施や、地域の防災リーダーの養成を行うとともに、自主防災組織の結成促進と活動の活性化を図り、地域防災力の強化を推進してまいります。

第5点目は、防災教育に対する総合的支援についてであります。

県立防災センターに、新たにとくしま防災人材センター(仮称)を設置し、防災リーダーなど学校や地域をリードする防災人材を育成するとともに、県職員等が出向く小中学校まなぼうさい教室の開催や、熱意のある教員を防災教育推進パートナーとして登録、支援するなど、防災教育に対する総合的支援を行ってまいります。

資料の2ページをお開きください。

第6点目は、防災施設等の管理運営についてであります。

防災センターや南部防災館を活用し、県民の防災意識の啓発につなげるほか、消防学校において、消防職員、消防団員の業務遂行に必要な技術や知識について教育訓練を行ってまいります。

第7点目は、消防保安体制の充実についてであります。

消防の広域化や消防救急デジタル無線の整備を推進するとともに、消防フェスティバル開催事業の実施を通して、将来の地域防災の担い手の育成を図るなど本県消防力の強化を図ってまいります。また、消防防災ヘリコプターの効果的な運用を行います。

以上が平成24年度の危機管理部の主要施策の概要でございます。

続きまして、6ページをごらんください。

平成24年度一般会計についてであります。危機管理部は一般会計のみとなっております。

平成24年度一般会計予算の総額は、総括表の左から2列目A欄に記載のとおり、8億2,561万3,000円となっております。前年度当初予算額と比較いたしますと、4億737万2,000円の増額、率にして197.4%となっております。

なお、前年度当初予算が骨格予算として編成されたものであることから、参考としてお配りしております平成24年度当初予算額と前年度6月補正後予算額を比較した委員会資料(その1)をごらんください。

危機管理部におきましては、平成24年度当初予算額と前年度6月補正後予算額との比較では、2億386万1,000円の増額、率にして132.8%となっております。増額の理由といたしましては、南海地震防災課で具体的な防災、減災対策を行う基礎資料とするための地震動被害想定調査事業に要する経費4,500万円や、消防保安課で県内各消防本部等の消防救急無線のデジタル方式への移行を支援するための消防救急デジタル無線整備事業に要する経費2億円が増額となっていることが主な要因となっております。

次に8ページをお開きください。

危機管理部の主要事項について、その概要を御説明申し上げます。

なお、これ以降の表では平成 23 年 6 月補正予算の計上があった場合について、参考のため 10 ページの欄外に記載のとおり、B 前年度当初予算額の欄などの下段に、括弧書きで平成 23 年度 6 月補正後予算額などを記載しております。

まず、危機管理政策課でございます。(目)防災総務費の摘要欄②の総合情報通信ネットワークシステム運営費におきまして、安心とくしまネットワークの再構築及び総合情報通信ネットワークシステムの再整備などに要する経費として、1 億 2,714 万 3,000 円を計上いたしております。

9 ページをお開きください。南海地震防災課でございます。(目)防災総務費の摘要欄①防災対策指導費におきまして、徳島県防災・危機管理センター(仮称)の設置などに要する経費として、1 億 7,096 万 7,000 円を計上いたしております。また、②防災センター運営費におきましては、3,875 万 3,000 円を計上しております。(目)社会福祉総務費におきましては、摘要欄①の災害救助法施行費として、5,758 万 4,000 円を計上いたしており、その他を合わせ、南海地震防災課の予算総額は 2 億 7,943 万 9,000 円となっております。

10 ページをお開きください。消防保安課でございます。(目)防災総務費の摘要欄①航空消防防災体制運営費におきまして、消防防災ヘリコプターの運航、管理に要する経費として 1 億 5,299 万 7,000 円を計上いたしております。次の(目)消防指導費におきましては、摘要欄①消防指導費におきまして、消防救急デジタル無線の整備など消防活動の充実強化を図るための経費として 2 億 6,603 万 4,000 円を計上しております。その他を合わせ、消防保安課の予算総額は 4 億 1,903 万 1,000 円となっております。

続きまして、防災対策特別委員会説明資料(その 2)について御説明いたします。

平成 23 年度一般会計補正予算について、先議をお願いするものでございますが、これは昨年 12 月に公表いたしました徳島県沿岸における津波高暫定値及びごとし 1 月公表の暫定津波浸水予測を踏まえ、緊急地震津波対策を前倒しで実施し、防災、減災対策をさらに加速するものでございます。

資料の 1 ページをお開きください。危機管理部における補正予算(案)といたしまして、総括表の左から 3 列目の欄に記載のとおり、3,560 万円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は 14 億 4,525 万 9,000 円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

次に 2 ページをお開きください。危機管理部における補正予算の主要事項について御説明申し上げます。

南海地震防災課におきまして、摘要欄①防災対策指導費の誘導ヘリサイン緊急整備事業などに要する経費として、3,560 万円を計上いたしております。

10 ページをごらんください。繰越明許費についてでございます。南海地震防災課におきまして、今回補正する防災対策指導費について全額繰り越しをお願いするものであります。事業の早期発注に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては以上でございます。

続きまして、この際、3 点御報告申し上げます。

1 点目は、徳島県震災対策推進条例(仮称)素案の概要についてであります。委員会資料(その 2)をごらんください。

去る 2 月 15 日に第 3 回徳島県震災対策推進条例(仮称)策定検討委員会を開催し、本日お手元にお配りしております素案を検討いただきました。本条例素案は、東海、東南海、南海三連動地震や、中央構造線活

断層地震などの大規模地震に備え、自助、共助、公助の役割を明確化し、各主体相互の連携、協働を促進すること、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、防災の概念に減災の視点を加えた、より実効性のある具体的な対策を推進することにより、県民の生命、身体、財産を守る災害に強い地域社会の実現を目指しております。

構成といたしましては、目的、基本理念等を記載した総則を初め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策の各段階ごとの、県民、自主防災組織、学校等、事業者、県及び市町村それぞれの役割、責務を記載しております。

また、本条例には土地利用に関する規制を盛り込むこととしており、今議会において、委員各位の御意見をお伺いするとともに、市町村長からも御意見を直接お聞きするなど、県民や関係機関の意見を幅広く聴取し、条例の策定に向け取り組んでまいりたいと考えております。

なお、条例の素案の本文につきましては、委員会資料(その3)としてお手元にお配りしておりますのでよろしく願います。

2点目は、徳島県地震防災・減災対策行動計画の策定についてであります。委員会資料(その4)をごらんください。

平成18年3月に徳島県地震防災対策行動計画を策定しておりましたが、東日本大震災の課題と教訓を踏まえ、切迫する三連動地震に備えるため、これを抜本的に見直し、新たに徳島県地震防災・減災対策行動計画として、素案を取りまとめたところでございます。

策定の視点といたしましては、地震津波減災対策検討委員会の中間取りまとめにおける300項目を超える課題と対応策を初め、関西広域連合や国における検討経過を踏まえ、新たにに取り組む課題の抽出や、継続事業の改善見直し等を行い、できるだけ具体的な計画となるよう配慮いたしました。

計画の概要でございますが、三連動地震に備え、死者ゼロを目指すことを理念とし、中長期的に取り組む課題も見据え、平成32年度までの計画といたしました。

素案に盛り込んだ事業数は総事業数345項目で、旧計画に比べ155事業増、率にして182%となっております。

今議会での御議論を踏まえ、年度内に策定したいと考えております。

なお、行動計画の素案の本文につきましては、委員会資料(その5)としてお手元にお配りしておりますので、よろしく願います。

3点目は、徳島県地域防災計画の見直しについてであります。委員会資料(その6)をごらんください。

昨年12月27日に、国の防災基本計画が見直しされたことを受け、本県においても徳島県地域防災計画の見直しに着手したところであります。

見直しの方針としましては、国の防災基本計画を初め、地震津波減災対策検討委員会の300項目を超える課題と対策や、関西広域連合で策定予定の関西防災減災プラン等を、それぞれ反映させつつ、修正していくこととしております。

見直しのポイントとしましては、裏面下段の修正案の左側をごらんください。

現行の震災対策編を地震・津波対策編と改めるとともに、想定される災害である三連動地震対策と直下型地震対策に分け、それぞれに予防、応急対策、復旧復興の各段階の災害対応を記述していくこととしており

ます。

戻っていただきまして、今後の予定としましては、本年秋をめどに見直しを終えたいと考えております。

なお、今後出される国の指針等を踏まえ、一般災害対策編に原子力災害対策計画を設けることとしております。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

小森保健福祉部長

保健福祉部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会資料の2ページをお願いいたします。保健福祉部の主要施策の概要でございます。

まず、保健・医療体制の充実といたしまして、大規模災害時の保健衛生活動の拠点となる保健所の耐震化等、防災機能の強化を図ってまいります。

また、災害拠点病院等の耐震整備及び医療救護班の体制整備を進めるとともに、県民に対し情報提供を行うための広域災害医療情報システムを運用し、大規模災害時における医療提供体制を確保してまいります。

さらに、社会福祉施設等の安全、安心を確保するため、施設の耐震化等を促進してまいります。

6ページをお願いいたします。

上から2段目、保健福祉部関係の平成24年度一般会計当初予算額は、10億5,712万3,000円で、前年度当初予算額と比較いたしますと、6億3,091万2,000円の増となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

なお、23年度の6月補正後予算との比較は、お手元の資料1に記載しております。

委員会資料の11ページをお願いいたします。

各課ごとの主要事項についてでございます。

保健福祉政策課の保健所費の摘要欄②のア、保健所庁舎耐震改修事業費7,100万円は、美馬保健所の耐震改修工事等を行うものであります。また、イの徳島保健所庁舎防災機能強化事業費6,770万円は、県内最大規模の保健所である徳島保健所の自家発電設備の整備、充実を図るものであります。

こども未来課の児童福祉施設費の摘要欄①のア、保育所整備事業費補助金2億5,725万6,000円は、保育所の耐震改修、改築等を支援するものであります。

12ページをお願いいたします。

医療政策課の医務費の摘要欄①のウ、医療救護所医療資機材整備事業費2,000万円は、三連動地震など大規模災害発生時に、市町村が設置する医療救護所にあらかじめ救急医療セットや非常用発電機の整備を行うものであります。エの災害拠点病院等支援事業費2,700万円は、災害拠点病院を補完する医療機関を、本県独自の制度として災害支援病院(仮称)として位置づけ、災害拠点病院とあわせ、医療機器の整備等を支援するものであります。オの災害医療センター機能整備事業費2,500万円は、県立海部病院の災害医療拠点機能を維持するため、移転改築に向けた基本設計の取り組みを支援するものであります。

続きまして、委員会説明資料(その2)をお願いいたします。

1ページでございますが、表の上から2段目、保健福祉部関係といたしまして、350万円の補正予算をお願いしております。財源は財源内訳欄に記載のとおりであります。

3ページをお願いいたします。

保健福祉政策課の保健所費の摘要欄①、保健所施設等整備事業費350万円は、来年度の徳島保健所の自家発電設備の整備をできるだけ早期に行えるよう、設計に要する経費を今年度の補正予算でお願いするものであります。

11ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。

保健福祉政策課の保健所施設等整備事業費でございますが、徳島保健所の自家発電設備の工事に係る設計に一定期間を要しますことから、繰越予定額として350万円をお願いするものであります。

提出予定案件の説明は以上であります。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

蔭山農林水産部副部長

それでは農林水産部関係の提出予定案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の2ページをお開きください。

農林水産部に係ります平成24年度主要施策の概要について御説明いたします。

まず、第1点目は農地防災事業等の推進でございます。

農地、農業用施設に対する自然災害による被害を未然に防止するとともに、被災後の早期復興に資する減災対策を推進してまいります。

第2点目は、緊急輸送道路を補完する農道、林道事業の推進でございます。災害等発生時において、中山間地域住民の方々の方々の生活道として緊急輸送道路を補完する機能を有する農道、林道の整備を推進してまいります。

3ページをごらんください。

第3点目は、治山事業の推進でございます。山地に起因する災害や地すべり災害から、生命、財産を保全するため、森林整備保全事業計画に基づき、荒廃山地等の復旧、整備を推進してまいります。

第4点目は、海岸保全施設整備等の推進でございます。自然災害に強い海岸、漁港、漁村づくりを進めるため、漁村の防災、減災力の向上の支援や護岸整備等の事業を推進してまいります。

資料の6ページをお開きください。

農林水産部関係の平成24年度一般会計当初予算額でございますが、歳入歳出予算総括表の中ほどの農林水産部の平成24年度当初予算額の欄にございますように、76億3,154万7,000円をお願いしております。

前年度の当初予算と比較いたしますと、28億1,251万円の増額、率にして158.4%となっております。

なお、平成23年度当初予算が骨格予算として編成されたため、平成23年度6月補正後予算との比較につきましては、お手元にお配りしております資料1の(ア)一般会計の表の中ほどの農林水産部の欄にございますように、7億8,674万3,000円の増額、率で111.5%となっております。

委員会説明資料の13ページをお開きください。農林水産部に係ります主要事項につきまして御説明申し上げます。

最初に水産課関係でございますが、まず、13 ページ最上段の(目)水産業振興費では、摘要欄①のア、マル新、漁村防災・減災力向上支援事業におきまして、三連動地震により大きな被害が想定される漁村地域において、漁村防災・減災力向上計画の策定や施設整備等の支援を行うために必要な経費 5,000 万円を、(目)漁港建設費では、摘要欄①の広域漁港整備事業費として、漁港施設の津波対策に要する経費 1 億 610 万円を、摘要欄②の漁港海岸保全施設整備事業費として、漁港海岸の護岸整備等を行うために必要な経費 1 億 80 万円を、また、(目)漁港施設災害復旧費では、被災した漁港施設の復旧に要する経費 1 億 8,000 万円をそれぞれお願いしております、水産課合計で 4 億 3,690 万円をお願いしております。

次に農村振興課関係でございますが、(目)土地改良費では摘要欄①のア、マル新、津波・塩害対策農業版BCP策定事業におきまして、三連動地震等の津波による塩害対策に向けた農業版BCPの策定に要する経費等 680 万円をお願いしております。

次に農業基盤整備課関係でございますが、13 ページの下段から 14 ページにかけて記載しております。

まず、(目)土地改良費では、摘要欄①の県単独土地改良事業費として、被災後の再度災害防止に必要な事業に対する助成と、海岸保全施設や地すべり対策施設を対象とした耐震診断、耐震対策工事などを行う経費、850 万円をお願いしております。

14 ページをお開きください。緊急輸送道路を補完する農道の整備に要する経費、摘要欄②の基幹農道整備事業費 3 億 5,793 万 6,000 円及び摘要欄③の広域営農団地農道整備事業費 1 億 3,953 万 6,000 円をお願いしております。さらに、(目)農地防災事業費では、農地や農業用施設に対する自然災害による被害を未然に防止する経費として、摘要欄に記載のとおり、①の耕地地すべり防止事業費を初め、①から⑤の事業で、11 億 9,488 万 1,000 円をお願いしております。その他、(目)農地及び農業用施設災害復旧費として 6 億 3,057 万円を、(目)耕地海岸施設災害復旧費として 3,000 万円をそれぞれお願いしており、農業基盤整備課合計で、23 億 6,142 万 3,000 円をお願いしております。

15 ページをごらんください。

森林整備課関係でございますが、(目)林道費では摘要欄①森林基盤整備事業費として、緊急輸送道路を補完する林道の整備に必要な経費、16 億 8,766 万 2,000 円をお願いするものでございます。(目)治山費では、摘要欄①の治山事業費を初め、①から⑦の事業で、荒廃山地などの復旧、整備に必要な経費として、22 億 2,956 万 2,000 円をお願いしております。16 ページをお開きください。

その他、(目)災害林道復旧費や(目)治山施設災害復旧費など、森林整備課合計で 48 億 2,642 万 4,000 円をお願いしております。

農林水産部といたしましては、16 ページ下段の合計欄に記載のとおり、76 億 3,154 万 7,000 円をお願いしております。

④の農林水産総合技術センター企画調整費の 297 万 4 千円の増額につきましては、ワークシェアリングによる外部委託事業実施に伴うもの等によるものでございます。

26 ページをごらんください。債務負担行為についてでございます。

農業基盤整備課所管の 3 事業につきましては、工事請負契約に係るものでございます。

続きまして、平成 23 年度補正予算案、先議分について御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料(その 2)の 1 ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算の総括表でござ

います。

このたびの補正は、去る2月8日に成立しました国の平成23年度第4次補正予算に迅速に呼応し、きめ細やかな基盤整備による農業の体質強化を図るため、所要の予算措置を行うものでございます。

表の中ほどの農林水産部の補正額の欄にございますように、3億1,500万円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は、83億4,362万2,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。

農林水産部に係ります主要事項につきまして御説明申し上げます。

農業基盤整備課関係でございますが、(目)農地防災事業費の摘要欄①、②につきましては、国の補正予算で創設されました農業体質強化基盤整備促進事業を活用し、ため池や排水施設の整備を実施する経費として、3億1,500万円の増額補正をお願いしております。

12ページをお開きください。

繰越明許費につきましては、このたびの補正予算をお願いしております農業基盤整備課の事業につきまして、繰り越しをお願いするものであります。

16ページをお開きください。債務負担行為についてでございます。

森林整備課所管の治山事業工事請負契約及び林野地すべり防止事業工事請負契約につきまして、年度内に発注等を行うことによる効率的な施工を促進するため、記載のとおり債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で農林水産部に係ります提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

中内県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料、3ページをお開きください。

県土整備部の平成24年度主要施策の概要でございます。

防災、減災の観点から、地震、津波を初め自然災害に対して安全、安心な県土づくりを推進いたします。

まず、三連動地震を見据えた防災・減災対策の推進といたしまして、(1)に記載のとおり、三連動地震による大きな揺れや津波から助かる命を助けるため、がけ崩れ対策等とあわせた避難階段の整備を初め、津波遡上による浸水被害を軽減するための河川堤防の耐震対策等、災害に強いまちづくりを目指して、ハード、ソフト両面から防災、減災対策を強力に進めてまいります。

次に、台風や豪雨等の異常気象に備える災害予防の強化といたしまして、(2)に記載のとおり、土砂災害の発生を防止するため、通常砂防事業等を実施するとともに、河川の治水安全度を高めるため、河川改修事業等を実施いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

県土整備部の平成24年度一般会計当初予算といたしましては、212億9,573万6,000円を計上しております。

別にお配りした資料1にあります6月補正後予算額と比較いたしますと、18億278万5,000円の増額となっております。

7ページをごらんください。

特別会計でございますが、下水環境課が所管いたします流域下水道事業特別会計におきまして、1,070万円を計上しております。

これらの内訳につきましては、17ページをお開きください。

各課別の主要事項につきまして御説明申し上げます。

まず、都市計画課でございますが、表の右側、摘要欄に記載のとおり、新規事業の都市公園防災拠点機能強化事業を初め、県営都市公園において、防災拠点としての機能強化を図るための経費といたしまして、10億8,900万円を計上いたしております。

次に、住宅課でございますが、新規事業の県営住宅津波避難ビル整備モデル事業を初めとし、県営住宅建設事業費や木造住宅耐震化促進事業費など、合計で4億1,517万1,000円を計上いたしております。

18ページをごらんください。

建築開発指導課でございますが、応急危険度判定土育成事業費としまして、176万5,000円を計上いたしております。

続いて、道路整備課でございますが、新規事業の道路防災拠点ヤード整備モデル事業を初めとする、緊急地方道路整備事業費や道路改築事業費など、合計で55億7,855万円を計上いたしております。

次の河川整備課におきましては、広域河川改修事業費、総合流域防災事業費など、災害の防止や被害軽減のための河川改良等に要する経費のほか、海岸侵食対策事業費など、海岸の侵食防止や津波対策に要する経費として、19ページの計欄に記載しておりますとおり、合計で23億6,903万6,000円を計上しております。

19ページから20ページにかけては、砂防防災課でございますが、新規事業の地すべり孤立化対策モデル事業を初めとする地すべり対策事業費のほか、河川等災害関連事業費のほか、通常砂防事業費、急傾斜地崩壊対策事業費など、土砂災害防止対策のための経費や、年度中に発生した災害に対し、緊急的、応急的に対処するための経費、さらに、21ページの公共土木施設の災害復旧に要する経費など、合計で116億5,627万4,000円を計上いたしております。

21ページの下段、運輸政策課及び港湾空港課におきましては、海岸保全施設の整備に要する経費として、1億8,594万円を計上しております。

次に、22ページをごらんください。特別会計でございますが、下水環境課が所管しております流域下水道事業特別会計でございますが、摘要欄に記載しておりますとおり、旧吉野川流域下水道建設事業費といたしまして、終末処理場工事に係る調査等に要する経費、1,070万円を計上しております。

次に、25ページをお開きください。継続費でございます。

一般会計の既決分でございますが、既に御承認をいただき、事業を実施しております道路整備課の園瀬橋上部工架設事業における年割額、支出状況等を記載いたしております。

27ページをごらんください。債務負担行為でございます。

都市計画課の公園整備事業工事請負契約ほか8件につきまして、それぞれ限度額の欄に記載いたしまし

た額の債務負担行為を設定するものでございます。

いずれも、円滑な事業実施のため、年度をまたがって発注することが不可欠なものでございますので、よろしく願い申し上げます。

30 ページをごらんください。地方債でございます。

下水環境課の旧吉野川流域下水道事業で、300 万円を限度額といたしまして、事業の財源に県債を充てることとしております。起債の方法、利率等は記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、33 ページをお願いいたします。

その他の議案等といたしまして条例案でございます。

指定水防管理団体の水防団員定員基準条例の一部を改正する条例案を提出させていただいております。改正の内容は、水防法の一部改正に伴い、引用条文の修正を行うものでございます。

続きまして、委員会説明資料(その2)について御説明させていただきます。

今回、平成 23 年度一般会計補正予算について、徳島県沿岸における津波高暫定値の公表を踏まえた緊急の地震、津波対策を実施し、県民の命と暮らしを守る取り組みを促進するため、先議をお願いするものでございます。

1 ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございますが、県土整備部では 2,400 万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、219 億 5,584 万 3,000 円となっております。

6 ページをお開きください。

補正予算に係る各課別主要事項説明についてでございます。

表の右側、摘要欄に記載しておりますとおり、道路整備課では、新規事業といたしまして道路海拔標示「海拔知～」整備事業及び路面对空標示整備モデル事業に係る経費として、合計 400 万円の補正をお願いしております。

7 ページをごらんいただきまして、砂防防災課では、津波避難階段の調査、設計に要する費用として 2,000 万円の補正をお願いしております。

以上、県土整備部の補正額の合計は、最下段に記載のとおり 2,400 万円となっております。

次に、13 ページをごらんください。繰越明許費でございます。

今回補正を行った事業に係る繰越明許費をお願いするものでございまして、翌年度繰越予定額の合計は、最下段の右から2列目の欄に記載のとおり、2,400 万円の繰り越しをお願いすることとなりますが、可能な限り早期に着手できるよう努力してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

県土整備部関係は以上でございます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

三宅病院局長

病院局関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

4 ページをお開きください。

病院局の平成 24 年度の主要施策でございますが、医療機能の強化・向上として、中央病院においては、本年 10 月前後に新病院を開院いたしますとともに、国の各種交付金を活用し、三好病院高層棟の改築、海

部病院の移転改築に向けた基本設計等を行ってまいります。

次に、31 ページをお開きください。

平成 24 年度の病院事業会計予算でございますが、上段ア、総括表に記載のとおり、病院局関係予算として 27 億 421 万 5,000 円を計上いたしております。

この内容は、イ、主要事項説明の摘要欄に記載のとおり、中央病院、三好病院並びに海部病院に係る工事費等でございます。

次に、32 ページをお開きください。

(2)継続費につきましては、三好病院高層棟改築等事業について、平成 22 年度から平成 25 年度までの総額 51 億 3,000 万円の継続費を設定しております。

次に、(3)債務負担行為につきましては、海部病院改築事業基本設計・実施設計委託契約におきまして、平成 25 年度までの 1 億 227 万 8,000 円を限度とする債務負担行為の設定をお願いするものであります。

これは、海部病院の移転改築に向けて、工期の短縮や経費節減のため、基本設計とあわせて実施設計を一括して行うものでございます。

病院局関係は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

原内副教育長

教育委員会関係の提出予定案件につきまして御説明申し上げます。

お手元に説明資料が 2 冊ございますが、まず、防災対策特別委員会説明資料から御説明いたします。

4 ページをお開きください。

初めに教育委員会関係の平成 24 年度主要施策の概要についてでございます。

まず第 1 に、耐震対策等の推進といたしまして、県立学校施設におきまして、耐震改修や中核的な避難所として施設の整備を推進いたしますとともに、市町村立学校施設の耐震対策等を促進してまいります。

第 2 に、防災教育の充実といたしまして、地震や津波、風水害等の災害発生時における児童生徒の安全確保に向け、学校において防災教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

6 ページをお開きください。

教育委員会関係の平成 24 年度一般会計当初予算額についてでございます。

総括表の下から 3 段目にございますように、総額 26 億 2,803 万円を計上しております。別にお配りした資料 1 にあります、前年度 6 月補正後予算額と比較いたしますと、14 億 8,009 万 6,000 円の増額、率にして 228.9%となっております。

23 ページをお開きください。

各課別の予算額及び主な事業内容についてでございます。

まず、施設整備課関係でございますが、高等学校費の学校建設費におきまして、県立学校施設の耐震改修工事等に要する経費として、15 億 4,189 万 6,000 円を計上いたしております。

また、特別支援学校費の学校建設費におきまして、盲学校・聾学校整備事業を実施する経費として、10 億 8,100 万 8,000 円を計上いたしております。

次に体育健康課関係でございますが、保健体育総務費におきまして、学校安全管理指導費として学校に

おける防災教育の充実と防災体制の確立を図るための経費として、512万6,000円を計上いたしております。

28ページをお開きください。

債務負担行為についてでございますが、施設整備課の高校施設整備事業工事請負等契約ほか1件につきまして、それぞれ限度額欄に記載いたしております額を限度とする債務負担の設定をお願いするものであります。

続きまして、防災対策特別委員会説明資料(その2)について御説明いたします。

教育委員会では、平成23年度一般会計補正予算について先議をお願いしておりますが、これは徳島県沿岸における津波高暫定値公表を踏まえ、緊急地震津波対策等を実施するものでございます。

1ページをお開きください。

教育委員会における補正予算案といたしまして、総括表の下から3段目に記載のとおり8,360万円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、12億3,153万4,000円となっております。

8ページをお開きください。補正予算に係る部局別主要事項についてでございます。

施設整備課では、高等学校費の学校建設費におきまして、鳴門渦潮高校について津波時にも避難できる学校整備をするための設計費として8,360万円を計上いたしております。

14ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。

施設整備課におきまして、今回補正する高校施設整備事業費について全額繰り越しをお願いするものであります。今後、事業の早期発注に努めてまいりますので、よろしく御願いいたします。

以上で、教育委員会関係の提出予定案件の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく御願い申し上げます。

久米川警備部長

それでは、警察本部関係の提出予定案件につきまして、委員会説明資料及び資料1、平成24年度当初予算歳出予算総括表(平成23年6月補正後予算額との比較)に基づきまして、御説明申し上げます。

説明資料の4ページをお開きください。

まず、警察本部の平成24年度主要施策の概要についてであります。

平成24年度において県警察といたしましては、大きく3つの施策を推進することといたしております。

第1に、初期対応能力の向上についてであります。災害発生時に最も困難で厳しい対応を要する警察署の初動対応が迅速かつ的確に行われるよう、三連動地震等を想定した初期対応訓練等を実施し、練度の向上を図っていくことといたしております。

第2に、防災関係機関との連携の強化についてであります。防災関係機関、自主防災組織、地域住民等が行う防災訓練等に積極的に参加することにより、地域に密着し、かつ、住民との協働による災害対策が推進できるよう連携の強化を図ることといたしております。

第3に、広域的な連携の強化についてであります。昨年、本県で実施しました中国・四国管区広域緊急援助隊等の合同災害警備訓練が、平成24年度は岡山県で開催されることとなっておりますことから、本県警察からも積極的に参加し、他県警察や防災関係機関との緊急時における広域的な連携の強化を図るとも

に、実践的な救出、救助訓練を積み重ね、練度の向上に努めることといたしております。

以上が平成 24 年度の警察本部の主要施策の概要でございます。

続きまして、説明資料の 6 ページをお開きください。平成 24 年度一般会計についてであります。

歳入歳出予算総括表の下から 2 段目でございますように、警察本部の防災関係に係る予算額は 2 億 951 万 3,000 円で、前年度当初予算額と比較いたしまして、9,593 万 6,000 円の増額、率にいたしまして 184.5% となっております。その財源内訳といたしましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

お手数ですが、資料 1 をごらんください。

この資料では、前年度の 6 月補正後の予算額と比較しておりまして、金額にいたしまして 1 億 7,573 万 1,000 円の減額、率にいたしまして 54.4% となっております。減額の理由といたしましては、牟岐警察署の耐震改修工事が今年度で終了することが主な要因となっております。

次に、説明資料の 24 ページをお開きください。主要事項について御説明いたします。

まず、警察施設費は、2,951 万 3,000 円を計上いたしております。内訳は、警察署整備事業費として、板野警察署の耐震改修工事と警察本部の防災機能強化に要する経費であります。

次に、運転免許費は 1 億 8,000 円を計上いたしております。内訳は自動車運転免許センター等の整備に要する経費であります。

続きまして、29 ページをお開きください。債務負担行為について御説明いたします。

まず、警察署整備事業工事請負等契約についてでございますが、板野警察署の耐震改修工事を平成 24 年度から 2 力年で予定しており、平成 25 年度における工事請負等の契約に係る債務負担行為であります。債務負担行為期間中に要する経費として、1 億 7,192 万 5,000 円を計上しております。

続きまして、警察本部庁舎防災機能強化事業工事請負等契約についてでございますが、本部庁舎の無停電電源装置の更新と自家発電燃料送油ポンプの移設工事を平成 24 年度から 2 力年で予定しており、平成 25 年度における工事請負等の契約に係る債務負担行為であります。債務負担行為期間中に要する経費として、2 億 3,051 万円を計上しております。

次に、自動車運転免許センター等整備事業工事請負等契約についてでございますが、新たな自動車運転免許センターを旧徳島空港旅客ターミナルビルに移転すべく準備を行っており、ターミナルビルの改修工事を平成 24 年度から 2 力年で予定しており、平成 25 年度における工事請負等の契約に係る債務負担行為であります。債務負担行為期間中に要する経費として、12 億 2,200 万円を計上しております。

続きまして、説明資料(その 2)の 1 ページをお開きください。

一般会計予算の歳入歳出予算総括表でございますが、3,010 万円の増額補正予算を計上しております。その財源内訳といたしましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

次に、説明資料(その 2)の 9 ページをお開きください。主要事項について御説明いたします。

警察施設費として、2,110 万円を計上しております。内訳については、警察署整備事業費で警察本部庁舎防災機能強化事業の設計費であります。

また、警察活動費として 900 万円を計上しております。内訳は県単独事業費で、リチウムイオン電池を装備した信号機用電源付加装置の経費であります。

続きまして、15 ページをお開きください。繰越明許費について御説明いたします。

まず、上段の警察施設費につきましては、本部庁舎防災機能強化事業に係る経費でありまして、工事実施時期の決定に際して、本部各課の業務運営の日程調整など計画の諸条件の取りまとめに不測の時間を要するおそれがあることから、繰越予定額 2,110 万円を計上しております。

また、警察活動費につきましては、リチウムイオン電池を装備した信号機用電源付加装置の経費であります。設置箇所の選定等に不測の時間を要するおそれがあることから、繰越予定額 900 万円を計上しております。

以上、警察本部関係の提出予定案件について説明を申し上げます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

南委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑は、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

来代委員

防災と減災、これは非常にありがたいことだけでも、官庁が余りにも防災というので上から目線になり過ぎていると思うんですよ。この説明資料の3ページの県土整備部、いいですか、こういう文章はないんですよ。三連動地震による大きな揺れや津波から「助かる命を助ける」ため、こういったまちづくりやハードをする。助けるためって、これは命を守るためっていうならわかるんですよ。助かる命を助けるって、助かるなら助ける必要ないじゃないですか。やっぱりこういう助かる命を助けるためっていうんじゃないで、命を守るためとかね、もっと優しい言葉を使うべきじゃないんですか。県は何かをやってあげているという意識よりも、もっと県民の目線に立ったことを書いてほしいと思うんですがいかがですかね。

中内県土整備部副部長

減災という意味でこういった表現をさせていただいております。

(「命を守るためでもいけるんじゃない」と言う者あり)

命を守るためにということで、助かる命を助けるということで、減災対策ということで御理解いただきたいと思っております。

来代委員

命を守るためなら、そう書けばいいじゃないですか。あなた方の心の中に助けてやるという上から目線の意識があるからこういう文章になるんで、直したらいいじゃないですか。

中内県土整備部副部長

意味合いは来代委員のおっしゃるとおりでございます。守り切る、助かる命を助けるということで御理解い

ただきたいと思います。

(「そういう気持ちがいかにと言よんじゃ」と言う者あり)

南委員長

午食のため委員会を休憩します。(11時52分)

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。(13時02分)

岸本委員

12月の議会のときに、この徳島県地震防災・減災対策行動計画を早く俎上に上げてほしいと要望しましたところ、早速対応をいただき、素早い対応だと思えます。そこできょう配られました資料の中から何点かだけ確認をさせていただきたいと思えます。

まずは4の(2)防災拠点施設の機能強化の推進、46、47ページです。この中で、⑤防災拠点ともなる自動車運転免許センターの整備推進ということで、災害時に他都道府県警察からの応援部隊の集結場所としての役割を担うなど書いてあるんですけど、イメージとしてどのような機能をここに持たせようということなんでしょうか。

久米川警備部長

震災が発生したときには、全国の警察から徳島のほうに応援部隊が入ってくるということが計画されておりまして、700人ぐらいの他県警の警察部隊が徳島県に入ると、警察庁のほうで調整していただいておりますので、そういった部隊が淡路のほうから入ってくるという計画になっております。淡路がだめなら違う経路で入ってくることになろうかと思うんですが、入ってきた警察の部隊は装備、車両、資機材もかなり持ってまいりますので、とりあえず免許センターが浸水等で機能が不全でなければ、ここに集まってもらい、ここを警察部隊の拠点にして、そこから県内の被災地の救援に入ってもらおうという計画をしております。

岸本委員

今、浸水しなければという話でしたけど、浸水する可能性も高いですね、あそこは。そういったところにその700人の部隊が入る。浸水しないという仮定のもと施設整備を進めるということで、どれくらいの事業予算、運転免許センターだけでなしに、それだけの機能を持たせるのにどれだけの予算を計画して、浸水しない場合に使うというのか、もう少し具体的に教えていただけますか。

南委員長

小休します。(13時06分)

南委員長

再開します。(13時07分)

久米川警備部長

詳細な資料が手元にございませんで、付託委員会のときに御説明させていただきます。

岸本委員

津波が来て浸水することになればライフラインも破壊されるという中で、津波が引いた後、各県の応援部隊が入ってもそこが使えるのかどうか、それも考えていただいて付託委員会のときには説明をいただきたいと思います。

あわせて、この防災拠点施設の機能強化といったところ、それから最初のほうの県有施設のところ、そういったところにも警察署ないし交番の耐震化という言葉は出てないんですけど、どれくらいの警察署、交番が耐震化できていなくて、どういうふうにしていくのか。素案ですけど、この計画の中に載せていくのかどうか。その辺のスケジュールなどをお願いします。

久米川警備部長

警察署につきましては、27年度までに沿岸署は全部耐震改修をする計画で進めております。那賀署を現在やっておりますし、24年、25年度で板野警察署、それ以降に石井警察署ということを考えております。それ以外の県西部の警察署につきましては、4署、吉野川と阿波、つるぎと美馬署については統合も視野に入れて進めておりますので、その後に建築を進めるという計画でございます。今のところは27年度までに板野、石井をやり上げるということで進めております。

岸本委員

あとの4署、吉野川、阿波、つるぎ、美馬については統合して、なおかつ27年までにするのか。それと東警察署は今、入っていなかったんですけど、徳島市内の中でも大きなところですので、それはいつまでですか。

久米川警備部長

西方の4署につきましては、27年以降の話でございます。それから東署につきましては、今、かなりのスペースが要りますので、適地について部内の検討委員会等で検討しているところでございます。

岸本委員

検討委員会の結論はいつまでに出すと考えていますか。

久米川警備部長

現在のところ、まだその期日は明示できるような状況ではございません。

岸本委員

昨年これだけの震災が起こって、東署といえば徳島市、人口密集地の警察署ですので、日にちがわからんというのでは答えにならないと思います。再度、答弁をし直していただけますか。

久米川警備部長

できる限り早い段階に移転改築、あるいは現在地での建てかえについて部内でも検討を進めてまいります。

岸本委員

27年までに板野と石井警察署を耐震改修する。統合の4署は27年以降になる。東警察署についてはわからない。こういうことについて、危機管理部のほうはどうお考えですか。

中張危機管理部長

東署の建てかえということでございまして、防災拠点としての警察署ということになろうと思うんですけど、現在、県有施設の耐震化は計画的に進めております。ただ、東署については、私どもが聞いているところでは、どこに建てるかということがまだ決まっておりません。

岸本委員

警察署についても計画的に耐震化すると危機管理部長から答弁がありましたけど、この計画の中に警察署の統廃合、いつ何をするというのは入っていないですよ。午前中に配られてざっとしか見てませんから、私が見落としているのかもしれない。入っていたらページを教えてください。

楠本南海地震防災課長

この行動計画につきましては、それぞれ何年度までに防災拠点施設の耐震改修をするということで、これは警察署だけでなく各県有施設でございます。それぞれ耐震改修につきましては、実施予定ということで、毎年度、県のホームページでも公表しております。この計画にそれぞれすべての資料というのは添付していませんが、この計画に基づいて、それぞれの部署において、教育委員会、警察それぞれにおいて耐震改修の計画を策定しているところです。

岸本委員

19ページ、ここには公共建築物の耐震化の推進というので、学校のことについては書いてますよね。そうしたら各部局で温度差のあるものをそのままこの行動計画はでき上がるんですか。それに対して危機管理部の考えは。

楠本南海地震防災課長

計画としましては、平成26年度末には県有施設、防災拠点施設、90%、27年は100%の目標でございま

すが、あり方が決まっていなくて残るところということで、危機管理部としては防災拠点施設の耐震化 100%を目指して、毎年度、進捗管理もしますし、各部門において耐震化が進むように計画をしております。

岸本委員

統廃合があったり、場所が決まっていないということによくわかりますが、いつまでに決めるということぐらいは行動計画にも載せておかないと、各部署にお任せしているという話になってしまいます。ですから、東署のあり方はいつまでか、西の警察署の統合はいつまでに決めると、計画ですので、それはできるできないということではないと思うので、明記してほしいと思います。この点は要望しておきます。

次にライフライン対策の推進ということで、水道施設耐震化についてですが、県はこの水道施設の耐震化に費用面で補助を考えていますか。

竹内生活衛生課長

地震発生時における飲料水、医療用水、消火用水など水の確保は非常に不可欠なものと考えております。

水道施設につきましては、市町村の事業でございますので、市町村のほうで耐震化を進めていただきたいと考えております。国の国庫補助等がございますので、国に対しましては、県のほうから機会あるたびに、採択基準の緩和とか補助率の緩和について要望を行っているところでございます。

岸本委員

それでは水道施設のことについてお尋ねしますが、水道施設の総延長、耐震化率の実情、耐震化に係る費用の概算、今後の計画、この辺はどのようにつかまれていますか。

竹内生活衛生課長

まず、基幹管路でございますが、導水管、送水管、配水本管の延長になります。これにつきましては徳島県内で、903.1 キロメートル。このうち、耐震化が図られておりますのが 129.4 キロメートル、率といたしまして 14.3%が耐震化済みというところでございます。また、基幹管路プラス配水支管という部分がございます。水道管路全体でいいますと、総延長 5,139.7 キロ。そのうちの耐震化が図られておりますのが 544.4 キロメートル、10.6%でございます。

岸本委員

今、実情をお話いただきました。あとこれを 100%にするにはどれくらいの事業費がかかると考えていますか。

竹内生活衛生課長

水道事業につきましては、先ほど来、言っておりますように市町村事業になります。この部分につきましては、平成 26 年度に基幹管路の耐震化率ということで、徳島県内を全国平均まで上げるように市町村のほうにお話をさせていただいております。

やはり、水道事業につきましては、市町村の財政基盤が非常に弱い部分がありまして、一気に耐震化を図

るというのはなかなか難しゅうございます。まずは老朽管、昭和 30 年、40 年代に施工された老朽管を耐震管にしていくということで動いている状況でございます。

水道管の耐震化に係る総額というのは、把握できておりません。

岸本委員

74 ページのライフライン対策の推進、④水道施設耐震化の促進ということで書かれていますが、水道施設の耐震化をいつまでに、どのくらいにしようとしているんですか。それがまず1点。それともう一点は、市町村と協議をどのようにして進めているか。そのことについてお尋ねします。

竹内生活衛生課長

このライフライン対策の推進、水道施設の耐震化の促進でございますけど、すべての市町村で水道施設耐震化計画が平成 22 年度末までに策定されました。県としましては、この水道の耐震化がスムーズにできますように、市町村に対しまして毎年2回程度の研修会を実施し、指導、助言を行っているような状況でございます。

あと、水道施設の耐震化について全国平均の数字は手元にございませんので、小休をお願い申し上げます。

南委員長

小休します。(13 時 22 分)

南委員長

再開します。(13 時 22 分)

竹内生活衛生課長

水道施設の耐震適合化ということで目標値を平成 26 年度までに 36%と定めていると思うんですけど、そういう形の中で随時、老朽管を耐震適合管に更新していくよう、市町村とも協議を行っているような状況でございます。

岸本委員

答弁の中で全国平均ということがありましたけど、全国平均というのは幾らなんですか。

竹内生活衛生課長

最初に申しました水道の基幹管路、これにつきまして、導水管、送水管、配水本管の延長でございますけど、全国平均といたしましては 18.4%でございます。

岸本委員

それじゃあ 26 年度までに 36%に市町村のほうは計画していると。その進捗状況というか、県として、できそう、できそうにないという把握はされていますか。

竹内生活衛生課長

最初に申しましたように、水道につきましては非常に財源というものがなくなってまいります。市町村につきましても財政状況が非常に厳しいものがございます。県といたしましては国のほうに対しまして、国庫補助がございましたので、これの採択基準、例えば1トンの水をつくるのに対して今の採択基準が 90 円でございますので、その緩和、できるだけ低い採択の基準というのを要望しているところでございます。

岸本委員

最初の質問に戻りますけど、県として財政的な支援、例えば避難所の周りがどういうライフライン、水道になっているのか、その辺の調査であったり、それに対する補助については検討をされていますか。

竹内生活衛生課長

水道管路の耐震性に加えまして、上水事業におきまして緊急用貯水槽とか、地域の広域避難所に対して緊急の貯水槽の整備というのもお願いしているところでございます。例えば、徳島市でございましたら津田小学校とかJAバンク蔵本公園、新町公園等に 100 トン程度の緊急用の貯水槽等を設けていただきまして、緊急時の広域避難場所に対する応急給水を図るようにしております。ちなみに徳島市では3カ所、鳴門市では2カ所、小松島市では1カ所、阿南市では2カ所、阿波市では1カ所、美馬市では3カ所、北島町2カ所、美波2カ所、牟岐1カ所という形で緊急用貯水槽を整備しているところでございます。

岸本委員

水道関係は以上で終えまして、今度は学校関係ですけど、市町村の小中学校の耐震化については何年までに 100%になるんでしょうかね。今の現状とあわせて。

仁木施設整備課長

ただいま学校関係の耐震化率の御質問をちょうだいしました。

この計画の中にも盛り込ませていただいておりますが、19 ページをお願いいたします。③県立学校の耐震化率、④で市町村立学校の耐震化率ということで、どちらも 27 年度までの 100%を目指しているところでございます。

昨年度末までの段階で県立学校が 74%ぐらい、それから市町村立学校が 77%ぐらいであったかと思いません。

岸本委員

市町村と目標は共有できていますか。

仁木施設整備課長

それは調整させていただいて、順次、推進していただいていると理解しております。

岸本委員

簡単にでしたけど、気のつく範囲で質問させてもらいました。再度、じっくり読ませていただいて、また付託委員会で質問したいと考えております。

最後、要望ですけど、せっかくこれだけのいい計画になってますので、年度ごとに例えばハード面でどれくらいの事業費がかかっていくのか、部局によって温度差はないのか、ため池の整備とって 27 年度までに 4 カ所というような記載もありますが、それで十分なのかまた見ていただいて、よりよい計画にさせていただきたいと思います。要望して終わります。

松崎委員

事前委員会ですので、きょう御説明いただいたところで、わからない点をお聞きしておきたいと思います。

この説明資料の 2 ページ目、消防保安体制の充実ということで、消防救急デジタル無線を整備すると重点施策に書かれておまして、そして 10 ページのほうに新しい事業として消防救急デジタル無線整備事業ということで 2 億円という大きな金額が計上されているんですけど、私どもも消防の現場の人からお聞きしたり、3.11 の震災からもアナログ無線の体制で聞こえにくかった。したがってデジタル化しなければならないという話のようですけど、この 2 億円というのは具体的にはどのように使われると計画しているのかお伺いしたいと思います。

新居消防保安課長

消防救急デジタル無線の整備事業ということでございます。この無線整備事業につきましては、消防救急無線といいますのは、市町村消防の各消防本部で消防自動車でありますとか、あるいは救急自動車の連絡をとるためのシステムということで、このデジタル化に向けましては平成 15 年に電波法の改正がございました。その時点で平成 28 年 5 月 31 日までに現在のアナログ方式からデジタル方式にかえていくということが法律上、決まっております。イメージとしてはテレビの地デジ化のようなことを想像していただけたらいいかと思えます。

そういうことで、28 年 5 月までに現在のアナログ方式をデジタル化していかなければならないということでございます。まだ時間があるような感じではございますが、平成 21 年度に各消防本部、消防長会のもとで基本設計を行いまして、基本的な考え方を整理しております。それ以降、各消防本部、消防長会等におきまして、28 年 5 月までの整備に向けていろいろ検討がなされているところでございますけど、何分、県の 12 消防本部が一斉にデジタル化の工事をするので、鉄塔ですとか基地局とかを多数県内につくらなければならないという状況がございます。その整備工事に当たりまして 2 力年程度かかるのではないかと。全国の実施例から見ますと、そういうことが考えられます。消防、救急の無線というのは、いきなりあしたからデジタルにするというところで失敗は許されません。人命、消火という観点から失敗は許されません。ですから少なくとも

27年度には試験運用も兼ねた運用を始めなければならないということで、整備工事に2カ年かかるということからしますと、25年、26年に整備をしなくてはならない。そうなれば、従来、消防本部あるいは消防長会等で検討してきました基本設計を踏まえた実施設計というのを、タイムスケジュールを考えますと24年度にはやっておかないといけない。ただ、整備費が結構かかる話でございますので、県域一括で実施設計等を発注すれば多少整備費用が低減化できるのではないか、あるいは効率的な整備ができるのではないかということから、県内12消防本部の御了解も得まして、県のほうで実施設計をやる。費用については御負担をいただきながら、また各消防本部の職員にノウハウもいただきながら、来年度実施設計をやるという経費が県内12消防本部プラス未常備の3町村ございますけど、そういったところを合わせて実施設計の経費が2億円ということになっております。

松崎委員

わかりました。県下12消防があって、そこでデジタル化のためのいろんな計画を進めるための経費のようなんですけど、そうしたらそれぞれ12消防がデジタル化するとすると、一体幾らぐらいかかるものなんでしょうか。大体、今予測されるところで。

新居消防保安課長

概算経費というお話でございますけど、平成21年度に県下12消防本部の消防長会のもとに無線連絡協議会というのをつくりまして、そこで概算、基本設計を上げたところでございますけど、県内で約72億円という数字が出てきております。12消防本部、あと3つの未常備の町村を合わせて72億円という経費です。

松崎委員

消防行政は基本的には各自治体なり一部事務組合でやっていますが、これはもっと安くしていただきたいと思うんですが、これに対する補助システム、国、県のそういう枠組みはあるんですか。一気に真水で市町村が消防にかかってくるとなると、先ほど話があったように、それぞれ財政基盤が違うわけで、一斉にしなければならぬのにばらつくという心配もあるのではないかと思います。そこら辺はどうですか。

新居消防保安課長

整備に係る財源措置というのは、国の消防庁のほうで従前から防災対策債、あるいは過疎債といったものも利用できるということがございます。また、ことしの3次補正で補助メニューというのが出てきております。これについては整備に当たって共通波の整備部分については2分の1の補助をしようということで、新たに補助メニューも出てきております。それと24年度当初予算においても同じように補助メニューが消防庁のほうで予算要求されております。あわせて起債を使いながら極力効率的な財源措置を市町村のほうでも考えていただいていると考えております。

松崎委員

国には2分の1の補助メニューが出てきたということです。それから自治体は起債するということになるようですが、県はどうなんですか。これに対して何かあるんですか、ないんですか。

新居消防保安課長

県の対応ということでございますけど、補助制度等については持っておりません。ただ、今回予算計上させていただきました実施設計につきましては、他県では各消防本部ごとに実施設計、整備工事を進めているんですけど、72億円という基本設計の額が出ておりますので、これは先ほども申し上げましたけど、県で一括でまとめてやれば多少なりともその整備経費が安くなるんじゃないかなというようなところもありまして、その取りまとめの労を一生懸命、汗水流してやらせていただきたいと考えているところでございます。

松崎委員

県としてしっかり汗をかくということなんで、銭を出すというのは大変厳しい財政事情の中だろうと思うんですが、やっぱり県下一斉にデジタル化が進むように、支援体制についても今後の課題ではないのかなと思います。そういう意味での御検討もお願いしておきたいと思います。

それからもう一点は、震災に係る瓦れきの処理の関係でございます。福島原発事故があって、いわゆる放射能問題がありまして、各自治体も瓦れき処理に慎重な対応でここまで来たんですけど、きょうの新聞なんかでも被災地3県で、その処分が5%どまりという報道もありました。きのうNHKのラジオ番組に南相馬の市長さんが出ておられて、瓦れき処理の問題が出されていたんですけど、瓦れきと呼ばれること自体が被災地の市長としたら、全く邪魔者扱いというか、要らないもの扱いみたいな感じがして、これは地元感情からしたら、3.11の地震まではそこにそれぞれの生活があって、人の営みがあった。それがあの地震と津波で一気に失われてしまった。確かにそれが山積みになっている様子を防災対策特別委員会の視察でも見てきましたし、行政もみんながそれを取り除く支援をしてきたと思うんですけど、地元市長の気持ちとしたら、それをひっくるめて瓦れきと呼ぶことには抵抗を感じるし、そういう呼び方はしてもらいたくないということでした。この市長の感情に対してはどうですか。

中張危機管理部長

震災があって、家屋、財産等が流され、それが瓦れきと。何の価値もないものになったということで瓦れきと言われることに対するその心情は、十分理解できます。今、述べる言葉は持ち合わせておりませんが、気持ちは十分わかります。

松崎委員

気持ちはわかるということなんですが、瓦れきという呼び方でいいのかどうかという感じがしてまして、環境省は災害廃棄物の広域処理と言っているんですよね。それを瓦れきと呼んでいるわけですが、どちらが正式なんでしょうかね。そういう被災された市長、住民の思いがあるということはしっかり受けとめなければならぬと思います。そういうことからして、災害廃棄物の処理の問題について、新聞では1月30日の記者会見

で知事が、受け入れは困難と発言されているんですね。その後の動きで、きょうの新聞なんかでは大阪の知事が現場へ行って現場の状況を見て、なおかつ放射線量などもはかってみて、これなら受け入れできるといふことで記事が出ているんですけど、徳島県としては知事が現場へ行ってみる、そういうことはないんですか。

南委員長

小休します。(13時44分)

南委員長

再開します。(13時44分)

松崎委員

そうしたら質問を変えます。

この地域防災計画の見直しが出されましたよね。これは概要版なんでしょうけど、この中の災害復旧・復興計画では、災害廃棄物の取り扱いはどういうふうに定められるんですか。この質問なら付議事件と合いますか。

楠本南海地震防災課長

地域防災計画の現行計画におきましては、災害廃棄物の処理計画ということで市町村と連携しながら、また量が多い場合は広域的な処理ということで対応を決めております。また、行動計画の素案の77ページでございますが、市町村においてまず災害廃棄物処理計画を策定しております。それに基づきまして処理を進めると、もっと広域的になれば、関西広域連合の中でも今、広域処理の計画の策定を検討しているところでございます。詳細につきましては環境部局の担当になっております。

松崎委員

環境部局ということですが、今回、震災の見直しがありましたよね。こういう災害の廃棄物についてどこかに集積して処理していくということだったと思うんですけど、今回の見直しでそこが被災、浸水する可能性があるとか、一たん水が引いてからそこに置くのか、それとも置けないのか、そういうことも含めての見直しというのはどこが担当なんですか。それも環境ですか。

楠本南海地震防災課長

それぞれで担当する部門の見直しをしていただくようになりますので、この地域防災計画の見直しに関しましては2月17日に県の部局及び自衛隊等関係機関に集まっておいただき、地域防災計画の見直しに着手したところでございます。あと、広域の処理に関しましては、被害想定を現在二連動で行っております。これもかなりの量でございますが、再度見直す被害想定の中で廃棄物の量も出ますので、そういったことも検討しながら地域防災計画を見直していく予定でございます。

松崎委員

これ以上、災害廃棄物の話をすると環境のほうに行ってしまうのかなと思うんですけど、南海、東南海、三連動といったときに、どの程度の災害廃棄物が想定されるかとか、それに対する対応の計画みたいなものは、条例でも計画でも出てきてないのかなと。いわゆる防災という初期の段階の部分は出てきていますが、復旧、復興を進めていく上でそういう災害廃棄物の広域処理といったときに、徳島だけで処理できない部分は一体どこで処理をお願いするのか。そういうことも含めて計画をしていく必要があるのではないかなと。それだけ申し上げてきょうは終わります。

楠本南海地震防災課長

今、数字を持っていないんですが、廃棄物量を被害想定で出しておりまして、現行でもそれに対する計画は持っております。現在、環境のほうで廃棄物に対する関係機関との検討会も進めております。そういったことで、廃棄物の処理の場所、津波浸水の予測、廃棄物量、そして県内でどのくらい処理できるか、それから広域的な処理についても検討して計画を策定する予定と聞いております。

松崎委員

聞くところでは、市町村議会が3月に始まるんですね。県のほうで知事が困難だと言っているものですか、市町村では議論に入れない。そういう雰囲気、状況も出てきていると聞くわけですよ。知事がそう言うわけですから、うちだけがすると言うわけにはいかないということもあったりするわけで、先ほども言ったようにやっぱり責任者が現場を見て、関西広域連合が基準を出すのを待っているとかそういう消極姿勢じゃなくて、徳島として支援できる道を探って発信していくような気持ちで、災害廃棄物の広域処理を検討する必要があると申し上げたいと思います。

達田委員

いただいた資料に基づいて何点かお尋ねしたいと思います。

説明資料の17ページなんですが、住宅課にお尋ねします。木造住宅の耐震化についてなんですけど、今年度の目標そして実績見込みをまずお尋ねしたいと思います。

松内耐震化戦略担当室長

御質問にございました木造住宅の耐震化支援事業の今年度の目標と実績ですが、支援メニューが3つほどありまして、耐震診断と耐震改修、それと6月補正で開始させていただきました安全・安心なりフォーム支援事業が代表的なんですけど、その中で耐震診断につきましては当初2,200戸で、東日本大震災の後、県民の関心が非常に高まりまして申し込み件数もふえたということから800戸追加しまして、3,000戸の予算規模になりました。それで実績なんですけど、これは毎月末に市町村がまとめまして、翌月に県に報告してくる市町村事業なんですけど、1月末時点で3,000戸の予算措置に対しまして2,187戸という状況になっています。これが1月末の時点です。東日本大震災の後、5月、6月、7月のころは非常に関心が高まりまして、対

前年度比 1.5 倍と非常に申し込みが多かったということで、予算枠をふやしたわけですが、その後はやはり沈静化しまして現時点では 2,187 戸と。この戸数につきまして、今までで一番多かったのが平成 22 年度の 1,922 戸ですので、現時点でも既に過去最高の数字とはなっております。

耐震改修については、評点 1.0 以上が倒壊しないという数値になるわけですが、建物が倒壊しないようにするための支援事業を本格改修と呼んでいますが、その予算戸数が 230 戸。それに対しまして実績のほうは、これも市町村事業で 1 月末の集計では 96 戸ということになっております。

それと県事業で、6 月補正で予算をつけていただきスタートした安全・安心なリフォーム支援事業なんですけど、これは 500 戸の予算枠に対して現時点で 68 戸の実績となっております。

達田委員

この予算を見ますと、昨年の 6 月補正の時点に比べまして 7,000 万円ほど減っているんですけど、これはどこを減らしているんでしょうか。

松内耐震化戦略担当室長

24 年度の予算が 23 年の補正後の予算と比べまして減っている内容はどの御質問でございますが、厳しい財政事情のもと、耐震化につきましては市町村の事業を支援するという内容もありますことから、市町村の要望を積み上げて、それに過去の実績等を加味して必要戸数を合わせた結果、当初は 2 億の予算でお願いしたいということで計上させていただいたところでございます。

達田委員

木造住宅の耐震化につきましてはこれまで予算を組んでいるだけの数がなかなかできない。診断については徐々にふえてきているんだけど、改修そのものについてはなかなか進まないという現状があるようですが、もしこれが関心が高くなって、どんどんふえてきた場合にはちゃんと補正が組まれるということでしょうか。

松内耐震化戦略担当室長

申し込みがふえて予算が足りなくなったときの措置ということでございますが、まだ大分余裕がございますので、そういう視点になるのは非常に望ましいんですけど、確定的なことは現時点で言えませんので、そのときにはそのときの状況を勘案の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

達田委員

23 年度、改修のほうで 96 ですかね。それからリフォームでも 68。なかなか 70 に届かないというような状態だそうなんですけど、リフォームについては制度が始まったばかりですので、なかなか大変な面もあると思いますが、耐震改修のほうに比べてスピードが進んでいるのではないかという感じもいたします。それで、なかなか耐震改修が進んでいかない要因は何なのか。それともう一つは、耐震を伴うリフォーム、安全・安心なリフ

フォームは市町村によってできている差があるようにも思うんですけど、進んでいるのはどういうところで、どういう工夫をされているのかお尋ねしたいと思います。

松内耐震化戦略担当室長

耐震診断のほうはかなり実績も伸びているんですけど、改修のほうがなかなかそれに至らないということで、その理由ですが、やはり昭和 56 年以前の木造住宅が対象ですので、所有者には高齢世帯の方が多い。中には子供さんやお孫さんが改修費用を出すという非常に望ましい事例もあるんですけど、多くは高齢者の方が自己負担の分をなかなか工面できないとか、もう一つはいつ来るかわからない地震に対してリフォームするのは大変だ、それとリフォームはしても耐震改修工事については利便がわかりにくい、日常生活に反映されないということがネックで、本格改修が進まなかったと考えております。それで県としましては、昨年の6月補正で、そういった理由で改修に慎重になっている方向けに簡便な耐震化でも補助の対象にすると。あわせて省エネとか日常生活が便利になりますバリアフリー化工事も対象とする、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業を始めまして、いろんなメニューを準備することにより、より多くの方に安全性向上の工事をやってもらうというふうに考えたところでございます。ですから本格改修だけではなかなか踏み切れない、慎重になってしまうという方が現に多い中、やはり日常生活でも恩恵を感じられるような工事も補助対象にすることによりふやしていこうというふうに考えております。

2点目の県内の市町村で多くの実績を上げているようなところですが、これは市町村それぞれに事情がございまして、個別訪問に熱心なところ、耐震診断に熱心なところ、それから改修工事に熱心に取り組んでいただいているところといろいろあります。その中でこの新規事業の住まいの安全・安心なリフォーム支援事業の実績が伸びているところとしましては鳴門市。ここが市町村独自の上乗せ補助、協調補助もやってくれておりまして、実績が伸びております。68 件のうち鳴門は 25 件ということで、3分の1近くが鳴門でなされているという状況でございます。

達田委員

リフォーム支援に頑張っておられるということなんですけど、県内の各市町でお聞きますと、安全・安心なリフォーム支援事業に対しても独自に補助を上乗せしていると。まあ改修のほうも上乗せしているんですけどなかなか進まないというのがありましたが、リフォームのほうで鳴門市では 10 万円の上乗せ、小松島も 10 万円、阿南 20 万、美波も 20 万、松茂町で 13.3 万円というふうにお聞きしているんですけど、金額の大小じゃなくて、進んでいるのにはそれなりの理由があるんじゃないかなと思うんですけど、鳴門市に特徴的な活動というのはあるでしょうか。

松内耐震化戦略担当室長

鳴門市における特徴としましては、私も今年度のことしかわからないんですけど、個別訪問におきまして非常に丁寧に市の上乗せ事業ですとか、改修工事の勧めといったことを丁寧にやっているというふうに聞いております。個別訪問におきましては、まずは診断をしていただいて現状を知っていただくことを第一目標としまして、その後の改修については診断をした後の話ということで進める事業主体が多い中、鳴門市では診断のほうも

かなり進んでおりますので、個別訪問の場においては具体の改修の勧めということもされているので、こうした実績につながっているものと考えております。

達田委員

一軒一軒丁寧に説明されるということで、これからどんどん伸びてほしいわけなんですけど、先ほどおっしゃった、なかなか耐震改修が進まない理由の中に56年以前に建てられた家にお住まいの方で高齢者が非常に多いということで、私も何人かにお伺いしてみますと、もういいわと言う方がおられるんですね。必要性は感じるけど、年も寄ってるしもういいと。お金もちろん大変なんですけど、とにかく工事をしようと思ったら、その間ちよっと引っ越しせなあかんということが伴ってくるんですね。でも本当に阪神淡路のように地震によってたくさんの方が亡くなったという事例を見ましても、やっぱりこれは非常に重要な事業ですので進めていかなければならないと思うんですが、主に高齢者の方に、お金のことはまた別に議論したいと思うんですが、とにかく工事をしようという気持ちを持ってもらうために何か普及啓発に関する経費も予算化されているみたいですけど、これはそれに当てはまるのかどうか。私はもっとお金をかけずに工夫できる方法もあるんじゃないかなと思うんですけど、それは考えておられますか。

松内耐震化戦略担当室長

高齢者の方に対しまして動機づけになるような普及啓発をいかに考えているかという御質問でございますが、今までシルバー大学校で支援事業の紹介をするとか、いろんなイベント、集会に出向きまして県の支援事業、市町村の支援も丁寧に説明してきたわけですが、それでも耐震診断まではしても、耐震改修には至らないというのが現にございますので、鳴門市の例と同じようになるんですけど、次年度以降は、診断をして必要な耐震性を有していないということがわかった方に対して、再度、リフォーム工事の勧めということで支援事業の内容、耐震化だけでなくバリアフリーとか省エネとかも支援の対象になると、この新規事業を中心に丁寧に説明させていただきたい。そうすることによりまして、より多くの人に利用してもらえよう努めてまいりたいと考えております。

達田委員

いろんな啓発活動であるとかPR活動とかもあるかと思うんですが、町内なんかで毎年町内会の総会であるとかシニアクラブの総会、婦人会の総会とかいろんな集まりがありますよね。今ちょうど総会の時期なんですけど、そういうところで10分くらいでいいので時間をいただいて説明をさせていただくとか、そしてそのとき実際にリフォームをしたビフォー・アフターみたいな写真も紹介していくのもいいんじゃないかと思います。やっぱり紙に書いたものを配るだけでは見て終わりになります。やっぱり足を運んでPRするというのも必要じゃないかと思います。そういうことは今までも何回かされているとは思いますが、もっときめ細かく、町内会単位でというのはどうなんでしょうか。

松内耐震化戦略担当室長

普及啓発の具体の方法についていろいろ意見をいただきましたが、その中で事例を含めた説明というのは

非常にわかりやすいと考えておまして、この新規事業は今後も事例がふえてきますので事例集の作成も予定しております。ですから、これぐらいの予算ではこういったことができますよ、あわせてバリアフリーとか省エネもできますよというふうにわかりやすい説明ができるように準備しております。

それで町内会単位での説明も考えられますが、そういうことも市町村との連携強化を図りながら、できるだけ対応していきたいと考えます。

達田委員

ぜひきめ細かいPRができるようにお願いしたいと思います。お金に関してはこれも大事なことですので改めて議論したいと思っております。よろしくお願いいたします。

そしてこの住宅耐震化事業というのはそもそも阪神淡路の悲惨な経験から、やっぱり住宅の耐震化というのは大事だということで取り組まれてきたと思うんですね。そのときにはこの防災計画の中にしっかりと位置づけられて、死者ゼロを目指すということが言われていましたよね。でもきょう配られました素案とか条例案を見ますと、死者ゼロを目指すという言葉がどこにも見当たらないわけなんですけど、やはり行政の姿勢として、けさも議論がありましたけど、やっぱり県民から見て行政の姿勢として、本当に命を大事にしているのか、絶対にだれひとりとして死者を出さないという気概に燃えているのか、そういうのが感じられるかどうかの問題だと思うんですね。ですからそういうふうな気概が見てとれるような対策をぜひお願いしたいと思うんです。私はちょっと留守をしておりました期間がありましたので、死者ゼロを目指すという言葉が消えたのはいつなんでしょうか。

楠本南海地震防災課長

きょうお配りしました資料、地震防災・減災対策行動計画の理念として、従来の南海地震でしたら死者ゼロを目指すというのを、三連動地震に備え死者ゼロを目指すというように、理念はあくまでも県民の皆さんの命を守るということで変わっておりません。

達田委員

その理念が生きているのであれば、やっぱり冒頭にきちんと示していただいて、そのための計画ということがわかるようにしていただきたいと思うんです。

それで今回、津波の予測図というのが出されました。これ暫定津波予測図ということで、以前に比べて非常に面積も津波の高さも大きくなってきたということで、これに基づいて備えをするというのは何も無駄なことではないと私は思います。しっかりやる必要がある。そのためには最大の浸水予測を大いに使うべきだと思うわけなんですけど、これを見ておりますと今までに避難所として設定されていた場所、学校、保育所、いろんな施設が新たに浸水するんじゃないかという中に入ってしまったというわけなんです。そういう施設が各地の避難所で、新たに浸水の心配があるというところがどのくらいあるのか教えていただきたいと思います。

楠本南海地震防災課長

委員がおっしゃったように、この浸水予測図につきましては最大の津波を想定しまして、その中でもとにか

く命を守るというための資料に使っていただくために出しました。具体的な避難所の見直しでありますとか重要な防災拠点施設の見直しということで、1月にこれも市町村にお願いしまして、避難所の見直し、避難路の見直しの点検をしていただいているところでございます。それから、自主防災組織の皆様方にも、私どもも一緒になって考えていくということでお話しさせていただいたところであります。

数字等は今それぞれに点検していただいているところですので、何カ所というのは今は申しわけございませんが、まだ把握できておりません。

達田委員

避難所全体について新たに浸水するであろうと思われるところがどこかというのがまだ把握できていないということなんですが、では教育委員会にお尋ねしますが、学校関係ではその数はもうつかんでおられるでしょうか。

仁木施設整備課長

津波浸水予測の学校数ということでございます。暫定津波浸水予測高の最大津波モデルということで、県立学校について調べさせていただいております。県立学校は高等学校が10校、特別支援学校が3校の合計13校でございます。

達田委員

新たに浸水の心配が出てきたということで、各県立だけでなく市町村の小学校、中学校、保育所とかいろんなところが新たに浸水するんじゃないかということで、また新たな対策が必要になってくるんじゃないかと思うんですね。そして今まで浸水しないと思われていたところでも浸水するわけですから、そこが避難所としては使えないんじゃないかと思われるところもありますよね。2メートルから3メートルもつかると、4メートル、5メートルというところもありますよね。そういうところはもう避難所としてふさわしくないんじゃないかと思うんですけど、多少浸水しても上は大丈夫というところがあるかもしれませんけど、こんなに高く来るならここ自体がだめというところは幾らぐらいありますか。

仁木施設整備課長

津波浸水の高さについての御質問でございます。調査いたしまして、先ほど県立高校10校、特別支援3校と言いました内訳を申し上げます。一番浸水があるとされているのが、4月から開校する鳴門渦潮高校で1メートルから最大3メートルということでございます。それから1メートルから2メートルの範囲内が徳島商業と小松島高校で、あと0.5から1と1から2というところにまたがっておりますのが5校ございまして、海部高校、鳴門高校、盲聾学校、ひのみね支援学校、みなと高等学園でございます。あとゼロから0.5と0.5から1というのがこれも5校ございまして、城東高校、城南高校、城ノ内高校、小松島西高校、富岡東高校でございます。最大1から3ということで、鳴門渦潮高校につきましては今議会、2月補正先議分ということで予算を上げさせていただいておりますが、1棟だけ4階建て以上ということで付近の皆様にも避難いただけるような施設にしたいと考えております。それからあとのところにつきまして、2メートルまでの想定ということで浸水は1

階までだろうと考えておりますが、この津波想定のお考え方はプラス2以上の階だったら一応安全だろうということで、3階以上は避難できる状況になると考えております。したがって、鳴門渦潮高校も含めてなんですが、校舎が3階建て、県立高校のほとんどが4階建てから5階建てになっておりますので、仮に体育館が被災した場合でも校舎の3階、4階には避難していただけるのかなと考えております。あと、屋上の考え方でございますけど、屋上につきましても内部階段、外部階段でほとんど上に上がれるか、あるいは最近の凝った建物でしたら屋上部分がアールになっていて上がれないとかありますので、上がれるところにつきましてはできるだけ対策を講じてまいりたいと考えております。

達田委員

高さはまあまあ大丈夫ということですね。ただ浸水予測図といいますと大雨のときの浸水とイメージが重なってしまうんですね。阿南でも桑野川とかよく浸水しておりましたので、浸水というとききれいな水がすっと上に上がるというようなイメージがあるわけです。しかし津波となるとそうはいかないですね。例えば50センチであったとしても、瓦れきとかヘドロを伴ったものがどっと流れてくるわけですから、非常に危険です。そういう中でやっぱり学校施設に子供たちがいるときに津波が来てしまった場合、学校の屋上、最上階に閉じ込められてしまうという状況にもなってくるかと思うんですけど、こうしたときにきちんと学校の備えがあるかということが問われるかと思うんですけど、一番新しい資料で、学校の備蓄状況はどうなっておりますか。

林体育健康課長

県立学校の生徒用の備蓄について説明させていただきたいと思います。

災害発生時には児童生徒が帰宅困難となったり、ライフラインが寸断され外部からの物資が供給されないという場合も想定されます。それで児童生徒の水、非常食等の備蓄はきちんと整えておかなければならないと考えております。県立学校の中には現在在籍する生徒の非常食等の備蓄をPTAの方と連携いたしまして、PTA会費で購入しているとか、PTAの方がバザーで得た収益金で購入しているとか、個人負担をして整えているという学校がだんだんふえてきております。県教育委員会としましては避難所に指定されたときには市町村で対応していただけたところがあるかと思うんですけど、今後、児童生徒の備蓄という視点も踏まえまして関係部局と連携しながら研究したいと考えております。

達田委員

県がお金をかけずに備蓄をされているということでよろしいのでしょうか。実際にこれらの学校が備蓄をされているわけですか。

林体育健康課長

今現在、特別支援学校も含めまして49校のうち10校は既に備蓄が終わっております。今年度中に購入予定という学校が3校ございます。そのほかの学校につきましては今後検討していきたいという状況でございます。

達田委員

これが小中学校も含めて、これは市町村の施設ではありますけど、きちんと徹底して備蓄ができるような状況に進めていただきたいと思うんですが、小中学校のほうはどんなんでしょうか。把握されておりますか。

林体育健康課長

どれくらいきちんと備蓄できているかというのは把握していないんですけど、市町村によりましたら、徳島市とかは小中に備蓄倉庫もつくって、そこに搬入するという例もありますし、徳島市の市立高校におきましても既に個人負担で買って3年生の分まで整えて、卒業時にはそれを持って出るというような計画でしているところもありまして、各市町村におきましては今後備蓄については整備していくということでございます。

達田委員

全県の市町村の学校も含めてどういう状況であるのか、また付託委員会に間に合うようでしたら資料をお願いしたいと思います。

それで、水とか食料には県の補助がないということで、これは消耗品だからということなんですけど、幾ら消耗品であってもアルファ米なんかでも4年か5年に1回は取りかえないかんわけですよ。何千食も取りかえていく。そうなりますとやっぱりお金もかかります。そういうふうなものに対して、県が補助できるようにするべきでないかと思うんですけど、この点についてはいかがでしょうか。

楠本南海地震防災課長

備蓄に関しましては基本的に県民の皆様もそれぞれ家庭で備蓄していただきたいと思います。それから市町村におきましては避難者の方がすぐに逃げられるように備蓄をお願いしているところでございます。県におきましては災害対策用として、食料でしたら7,248食を備蓄しております。あと、市町村では備蓄しにくい救助用の高価な画像探査機でありますとか地中音響、救出用の資機材、発電機など市町村単独では装備しにくいものを県のほうで用意しております。毛布も1万枚ということで、県としても救急用に備蓄しているのと、市町村において1次避難所等において備蓄するための倉庫については補助の対象としておりますが、基本的には市町村において住民の方の食料、水は確保いただきたいと。それぞれの市町村において差もありますが、備蓄に向けて予算措置をされたり、充実が図られてきているところでございます。

達田委員

備蓄のほうは、学校、保護者の方たち、地域の方たち、いろいろ相談されて、どういう形が一番ふさわしいのかみんなで相談して決めていく。それが一番いいのではないかと思います。やっぱりたくさんになってきますと、それも3年か4年でかえていかなければならなくなりますとお金もかかりますので、やっぱりそれは補助できるように検討していただけたらと思います。そして備蓄品の設置場所なんですけど、例えば阿南市でいうと保管倉庫の設置予定が11校、小学校で予定しているんですけど、そのうちの6校が新たな浸水地域に入っているということで、これは屋外には置けないと。どこか高いところに備蓄してもらわなければいけな

いということなんですけど、そういう場所があるのかどうか。高いところに保管場所が確保できるのかどうかお尋ねしたいと思います。

仁木施設整備課長

高等学校について御説明させていただきますと、海部高校と富岡東高校をこし避難所モデルということで検討させていただきまして、その中で教室の上層階でどこかできないかということで検討しております。ほかの学校につきましても津波浸水があるところは3階とか4階とかのコーナーになるかと思いますが、そういったことで準備を進めてまいりたいと考えております。

達田委員

学校施設によって、聞くところでは目的外使用だとか言われたところがあったとお聞きしたんですが、それはいいですね。徳島県の場合は大丈夫ですね。備蓄の場合。

南委員長

小休します。(14時29分)

南委員長

再開します。(14時30分)

原内副教育長

防災の備蓄について目的外使用で置けないというようなことを言うところがあるとの御指摘でございますが、本県の学校においては聞いたことがございません。そういうことはないものと思っております。もしあれば言ってきてください。

達田委員

大変心強いお話です。空き教室の利用について非常に厳しいところがあるというふうにお聞きしましたので、もしスペースがあいているのであれば、そういうところが利用できるようにするべきだと思っております。ぜひ子供たちの命を守る、地域の人たちとともに助かるという気概を持って取り組んでいただければよいお願いして終わります。

南委員長

休憩したいと思います。(14時31分)

南委員長

再開します。(14時47分)

庄野委員

まず初めに県営住宅の津波避難ビルとしてのモデル整備ということで、17 ページを見ますと 3,000 万円の予算の計上がなされていますけど、私が住んでいる地域は徳島市の南の地蔵橋駅の周辺、勝占地区、南部中学校、大松小学校の校区でありますけど、そこにも県営住宅がございまして、台風等々でも非常に浸水する地域なんですけど、この津波浸水予測図を見せていただきますと、やはりゼロメートルから1メートルということで見ると多うございまして。それで住民の方も余り逃げ場所がないんで、県営住宅の屋上に逃げられるようにしてほしいという話もあったんですけど、このたびモデル事業がなされるということですので、これからいろんな検討が県営住宅でも行われていくという気はしていますが、この 3,000 万円の概要を教えてください。

松内耐震化戦略担当室長

今回予算計上させていただいております県営住宅金沢団地の津波避難ビル整備モデル事業の内容ですが、一般的に県営住宅の屋上というのは通常の利用は考えていないわけでございます。ですから手すり等は設けておりません。ですから今回、津波避難機能を持たすということから、屋上に手すりを設置する。それと階段下にいろんな空間がございまして、そういったところに備蓄用の倉庫を設けると。それから今回、東日本大震災でも非常時の電源確保が問題になったことから、非常用電源を確保するための設備といったことに要する費用として 3,000 万円計上させていただいております。

庄野委員

よくわかりました。これは既存のものを使って安く住民の安全を確保するというので、津波避難タワーをつくるよりも安価で早急にできるということで、非常に有効だと思います。それで今後、県営住宅で地域の要望があった場合に、どのようにしてこたえていただけるのか。例えば、地蔵橋の県営住宅も6棟ぐらい5階建ての分があるんですけど、余り地域に高いところがないんです。それで逃げるとしたら、勝占神社の山の上のほうに逃げるか、博愛記念病院があるんですけど、その上層階を利用させていただくか、そういう感じなんですけど、やはり住民の方は県営住宅をどうにかできないかという要望があるんですけど、その辺の耐震の部分とか、外づけの階段をつけたら避難場所が確保できるなど素人的には思うんですけど、今後、検討していただけますでしょうか。

松内耐震化戦略担当室長

既存の県営住宅を活用した避難ビルの整備という話でございますが、まずはこの避難ビルの機能を持たすためには一定の耐震性が必要になってきます。県営住宅の耐震性については、建てかえとか集約化で対応しているところですが、それ以外に避難空間、県営住宅の多くは階段室型というのが多いわけです。屋上利用につきましても、屋上に至る普段の行き来を想定しておりませんので、保守点検用のハッチみたいな小さなスペースしかない。ですから屋上を利用するためには大がかりな外階段をつけなければなりません。そもそも地域における津波避難の施設整備、こういったことにつきましては一義的には市町村のほうが地域の安全性の確保でさまざまな計画を策定する中で、適当な県営住宅があるのでこういった利用ができない

かとか、そういった具体の相談があった場合は可能な限り対応することになるとは思いますけど、先ほども言いましたとおり、ちょうどいい場所に有効利用できるような県営住宅が現に少ない。そして県営住宅は階段室型が多い。そして屋上は勾配屋根が多いということで、簡単には避難機能を持たせることが難しい実情があります。今回、モデル事業として整備します金沢団地は階数も8階建てで高く、周りに避難機能を持たせるのに有効な建物がない。そして廊下型で既存エレベーターもございまして、非常に向いているということで、今回、モデル的に実施するものでございまして、ほかの県営住宅についてそのまま適用できる話かというところ、いろいろ難しい問題があります。しかし、市町村との協議の中でそういった要望があった場合は、可能な対応を検討してまいりたいと思います。

庄野委員

地域のほうで協議をしてそういう要望がありますので、市また県に要望していきたいと思います。そういう事情を勘案いただきたいと思います。

それと先日、震災対策の条例素案が検討委員会でいろいろ議論されたと新聞に出ておりました。2月15日に検討委員会が開催されたということでありまして、警戒区域の土地利用規制でありますとか、実効性がどうかという声が上がっているということも載っていたんですが、まず初めに、大体いつまでにいろんな声をまとめて、いつの議会にこの条例を出されるんですか。

河野危機管理部次長

条例のスケジュールというか、いつごろをめどにということですが、15日に開きました検討委員会のおきにお示した素案を本日そのままお配りしております。これは素案でございまして、これから議員の皆さんや首長さんの御意見、関係機関の意見をいろいろの中で検討しまして、早くいけば、ことし6月議会に案をお示しできればというスケジュールで考えております。

庄野委員

沿岸域を危険度順にイエロー、オレンジ、レッドゾーンと。これはいつぐらいに県民の皆さん方に公表されるのか。また、直下型の地震を起こす活断層、この活断層エリアについても公共施設の開発制限とか購入者に対して活断層があることを伝える義務ということをやるとはありますが、その活断層がどこにどのようにあるのか公表されるのはいつぐらいですか。

河野危機管理部次長

まず津波の関係のほうから御説明申し上げます。昨年12月14日に津波防災地域づくり法というのが制定されて、同月27日に公布されております。津波に特化した法律でございまして、その法律をもとに条例に加えて、なお効果を上げようということでございまして、その中で都道府県知事の役目といたしまして、先ほど委員がおっしゃった津波の警戒区域の指定、イエローゾーンの指定でございまして、さらに特別警戒区域の指定というのは県知事ができるという、あくまでもできるという規定になっております。それは市町村の意見をお聞きした上でということになっております。それで、その一定の基準でございまして、現

在、国のほうでそのあたりの技術指針等の検討会もなされておりますが、それと基本指針も国土交通省のほうで年末の27日に公表されたところでございますが、それを見る限りは浸水深が影響する。津波の深さによって、イエローになるかオレンジになるかということになるんでしょうけど、まだはっきりと示されていないという現状でございます。多分、東日本大震災の津波高さによって、家の流出等々の実態調査もやってございますので、その結果も踏まえながら、2メートルになるのか3メートルになるのかある程度の指針が示されてくるのではないかとということで注視している状況でございます。条例の案が出せますのが早ければ6月にありますので、それまでに方向づけをしたいと考えております。

活断層につきましては、平成9年から11年にかけて県で活断層調査を専門家も入れまして行っております。それでそのあたりを踏まえて、昨年も専門家、大学の先生も入れまして勉強会をしたところでございまして、そのあたりを最新の知見に基づいたデータ化をしようということで、その準備を今してございます。それにつきましてもやはり6月に案をお示しするまでに一定の方向を検討してお示したいと考えております。

庄野委員

それをいつ公表するかということは非常に大事なことだと思うんです。条例を決めるに当たっては、条例が通ったら、オレンジとかレッドでは公共施設などの新築や改築を制限したり、罰金や懲役などの罰則規定があったりするもので、非常に各市町村、該当するところには大きな影響がございますので、それらを見ながらどんな対応をしたらいいのか意見があると思いますので、沿岸部と活断層のエリアというのは十分お知らせして、このエリアには規制がかかるということをちゃんと周知してやっていく必要があると思います。それと、新たにつくったりするよなときの規制はわかるんですけど、仮に活断層のエリアが示されたとき、今現在そのエリアに住んでいる人がいますよね。公共施設もその上にあったりしますよね。そうしたら、現在、耐震診断して改修も助成もしながらやっていますけど、そこに住んでいる人でここにはこれ以上住みたくないという人も多分出てくると思います。また、もっと強固なものにして住まなければ仕方がないなという人もいると思います。そういう方々への、例えば移転費の助成でありますとか、耐震する場合の助成というのは考えられるんですかね。土地利用を規制するだけして、現時点で住んでおられる方、公共施設をどのような形にするのか、そのまま置いておくのか、おかんのかという議論があると思うんです。規制するのにそのまま置いておくということになれば、条例をつくるときにそれらの対策までも踏み込んで考えたほうがいいんじゃないかなという気がします。その辺の御見解はどうなんですか。

河野危機管理部次長

庄野委員の御質問は、15日の検討委員会でも規制だけして何らの措置もないのかという御意見がありました。県といたしましては、特に津波であれば移転先の問題がございまして、市街化調整区域であるとかそういう場合は移転する場合は規制の配慮をすとか、そのあたりをひっくるめて検討を重ねている状況でございます。活断層もしっかりございまして、本日お示したのはあくまで素案でございまして、規制が絡みますので広く委員の意見、首長の意見をいろいろ聞いて検討した中で、規制だけじゃなくプラスアルファの部分も各部で検討して、よりよいものにしていきたいと考えております。本当の素案ということでございますので、これからいろんな御意見をお聞きしながら検討していきたいと思っております。

庄野委員

また付託委員会でもお聞きしたいんですけど、6月に提案しようと思ったら、それまでにちゃんと沿岸部のイエロー、オレンジ、レッドの色分けであるとか、活断層のエリアみたいな部分を少し早く提示していただいて議論がなされるようお願いして終わります。

川端委員

私も庄野委員と同じように土地利用規制に関する質問をしようと思っているところでございます。昨年の6月議会の本会議の場で私は条例の必要性がある、その中で土地利用規制という考え方も重要ではないかと質問しました。早速、大変踏み込んだ徳島県震災対策推進条例(仮称)ができたということで評価したいと思います。

やはり住民の皆さん方に痛みを伴う条例というのは非常に慎重に進めていかなければならないなと思っております。そんな中で直下型の地震、いわゆる活断層の上に医療機関や教育機関をつくらないという考え方、それから津波が必ず来るということも土地利用の規制が必要。そしてまた液状化現象が高率に発生するようなどころも買う前にそのことを十分納得の上で買っていただくような情報の発信、それから倒壊家屋が地震時に避難を妨げたり、その中で人が亡くなるということがあってはならないということから、この中にも倒壊家屋に対して市町村が調査することができる、危険建物等の所有者に対して調査に協力するように促すことができるという非常に踏み込んだ対策になっています。その反面、痛みを伴う内容だと思えます。

そこでまず1点お聞きしたいのは、先ほど庄野委員も質問しましたが、これが6月にいよいよ素案でなくなって正式な案として出されるということですが、その後どういうふう土地利用の適正化について計画を立てていくのか。きょうのこの行動計画の中にもきちっと位置づけられるのかどうか。

河野危機管理部次長

条例の中に、逆に地震行動計画を位置づけているという状況でございまして、しっかりと一年一年進行管理をして、随時見直しをしていく。条例につきましても国のほうでもいろんな施策が進んでおりますので、そのあたりも取り入れながら必要に応じて見直しをかけていくというように考えております。

まずは県民の皆様の身体、財産を保護するということで、条例それから行動計画等を策定して実施に移していきたいと考えております。

川端委員

もうこれで終わりたいと思いますが、この土地利用制限という内容は非常に画期的で必要は認めるものの、なかなか手をつけられないものです。アメリカでは活断層法というのがあって、もう既に何十年も前から土地利用については規制がかかっている。日本でも活断層法が要るのではないかとわれながらできませんね、国では。全国の都道府県、市町村でこういうような条例がある自治体というのはどういう状況ですか。

大貝県土整備部次長

私が把握している範囲で申しわけありませんが、西宮市がこういった条例を制定していると聞いております。あと何カ所か市単位で3カ所ぐらいはあったように記憶しております。正確ではありません。

川端委員

それだけ画期的な条例の内容ということだと思います。しかし、先ほどの庄野委員もおっしゃいましたが、これはやはり住民の理解がなければ進みませんので、ひとつそのあたりを慎重に、また有効に機能するように頑張ってくださいと要望して終わります。

中山委員

先ほどの達田委員の木造住宅の耐震化事業に関連して、もう少しお聞きしたいと思います。
この事業期間というのは2月17日まででしたか。

松内耐震化戦略担当室長

御質問は安全・安心なリフォーム支援事業の募集期間に関することだと思います。募集は2月17日までで終了ということになっております。

中山委員

耐震診断の受け付け期間というのはいつまでになっているのでしょうか。

松内耐震化戦略担当室長

この安全・安心なリフォーム支援事業は県事業として実施しておりますが2月17日までなんですけど、耐震診断、本格改修につきましては市町村事業でございまして、それぞれの市町村において設定しております。市町村によってばらつきがあるというのが実情です。

中山委員

例えば11月1日ぐらいに市町村で受け付けて、耐震診断して2月10日ぐらいに結果が出たとしましょう。そうしたら、その安全・安心なリフォーム支援事業をやりたいと言っても受けられないんですね。

松内耐震化戦略担当室長

申し込みが2月17日まででございまして、工期なんですけど完了実績報告を2月末までにしていただかなければいけないというのもございます。ですから耐震診断をしまして、仮に2月上旬に着手したという場合ですと、非常に短時間で終わる工事でないと現実的には無理かと思えます。リフォームにつきましては生活に不便が生じますので、工期は比較的短いんですけど、もし補助金がもらえなかった場合とかを心配されまして4月以降にしようとか先送りする事例が結構あるように聞いております。

中山委員

利用率がかなり少ないということだったので、ぜひその辺のところも柔軟な対応をとっていただけるように。例えば2月10日に耐震診断が終わって0.7以下だと言われても、それから耐震化の計画をして見積もりをして、それから工事というのでは、絶対間に合わないと思うんですね。そういうときにはもっと柔軟な対応をとっていただけるような処置ができないか、そうしたら少しでも耐震化率も上がってくるのではないかと思います。また御検討をお願いしたいと思います。

もう一点、緊急地震津波対策におきまして、避難タワーの設置というのが避難困難地区において非常に有意義、重要であると思います。これは全国的にあるものなのでしょうか。

楠本南海地震防災課長

津波避難タワーに関しましては、私が調べたところ、神奈川より北にはタワーというのはなく、三重、和歌山それから四国が中心で東北にはあいった形式のものはたしかなかったように思います。

中山委員

東北にはなかったというお答えがあったんですが、何が言いたいかというと、今回の東日本大震災でタワーというのが全然残っていないんで、もしあったら避難タワーは全然役目を果たしていないのかなと思って質問させていただきました。例えば牟岐とかいろんなところに避難タワーがあると思いますが、いろんな要因で、例えば建物が当たってきたり、波とか水の力もあると思うんですね。その辺の考慮というのは今の避難タワーに関してされているのでしょうか。

楠本南海地震防災課長

今の避難タワーに関しましては地盤、地質も調査しております。それから構造上も実証しております。漂流物に関しましてはよけるような形にはなっておりますが、東日本大震災であったようなタンカーのような大きなものによりますと危険は高いということで、構造に関しましては東日本大震災を受けまして国のほうで点検しておりますので、既存のタワーにつきましても私どももメーカー等に確認したところでございます。国のほうで中間的な報告は出ているんですけど、構造の分の最終的な報告は出ていない状況でございます。

中山委員

そうしたら、今の避難タワーに避難しても必ずしも安心とは言えないんですね。

楠本南海地震防災課長

タワーは緊急的な避難でございます。一番高いところへ逃げていただきたいのですが、距離があって逃げられない場合もありますので、少しでも高いところへ逃げるといっては有効でありますので全く無駄というのではありません。高さに関しては構造上かさ上げもできますが、東日本大震災の状況もありますので避難所の見直し、近くに山があればそちらを活用するかそういったことを市町村と一緒に点検しながら見直しに着手しているところでございます。

中山委員

1月に出た予測図を見て、意外と大丈夫なんだなと思われる方もおられると思うんです。もっと津波は高いと思っていた。それと同じなんですね。津波避難タワーに上ったら大丈夫だという住民の方もいらっしゃると思うんですよ。ですからその辺のところを周知して、必ずしも安全じゃないんですよ、もっと安全なところに行けるんならそちらに避難するような態勢を周知していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

西沢副委員長

今の避難タワーの件ですけど、5年ぐらい前ですかね、それ以上高いというシミュレーションが次に出たらどうするんですかと、継ぎ足しできるんですかと聞いたら、できないというような答弁じゃなかったかと思いますが、実際にはできるんですね。先ほどの話ではね。

楠本南海地震防災課長

メーカーからはできると聞いております。ただし費用がかかるということですが、構造上は可能であると確認しております。

西沢副委員長

そのときにどう言ったかという、これからつくるのであれば上に継ぎ足せるような強度を持たせたものをつくってほしいと委員会で言ったんですよ。そのぐらい津波の高さが高くなるということを私も思っていましたので言わせてもらいました。それで先ほどの話は、タワーの前に大きなポールが立っていて、それにぶつかって大きな漂流物はよけるとなっていますけど、できればもっと安全なところに避難してほしい。残念ながらそういう場所がないからタワーをつくっているのが難しいかなと思います。もっと言えば、家が壊れて逃げられない場所、逃げられない人の対策が全く見えてこないですね、国のほうも。このあたりをもっと研究せなあかんのじゃないかなと思います。うちの母も94歳で動けない。抱えて逃げなあかん。そんなことも考えます。やはりどうにか対応策を検討してもらいたいと思います。案は出してありますので、ぜひ検討してほしいと思いますね。

それからもう一つ、先ほどから話がありますが、避難場所の耐震化の話。特に避難場所なんかは耐震化だけでいいのかということもずっと思っています。耐震化の話が一番最初に出たとき、阪神大震災の直後だったかな、上の建物の耐震化を図る、弱ければ強化するという話がありました。そのときに言ったのが地盤ははからないんですかと聞きました。地盤が悪ければ上を補強して何とか持ちこたえても、残念ながら砂上の楼閣ということがあり得ると話をさせていただきました。これはどうなんですか。液化化現象、地盤が弱い、その上に東日本大震災では大きなビルも横に倒れましたよね。あれはくいが折れたのか、くいを打ってなかったのかわかりませんが、津波の力も非常に強かったんだと思いますけど、液化化現象によって傾いたと。その上に津波が来て、ぼてっと倒れた。そんなことが現実的に起こり得るんじゃないかな。要するに液化化そのものをどうとらえているのかというのがずっと疑問だった。阪神大震災の直後から。液化化というのは大丈夫なんですか。耐震化というのは上ばかり調べますよね。

楠本南海地震防災課長

阪神淡路大震災のとき、徳島でも一部鳴門のほうで液状化になりました。とにかく阪神大震災のときには揺れによって倒壊しました。それで多くの命が失われたということで、とにかく揺れで倒壊ないように耐震化を進めるということで、液状化に関しましては、地盤沈下で家が傾いたりするんですが、どちらを先にするかということで耐震化を先に進めてきたということです。液状化で直ちに倒壊という事例はなかったので、耐震化をとにかく進めるということだったと思います。

西沢副委員長

今度は当然ながらプラス津波ですね。阪神大震災のときは地震だけでしたけどね。だから津波の力がすごいということは皆さん目の当たりにしたと思うんです。コンクリートのビルを倒すほどね。その上に液状化。液状化も大分ありましたよね。マンホールがポーンと上がっているようなのもありましたし、10センチや20センチじゃないような、1メートルとかもっとすごいところも場合によってあり得るということで、上の耐震化を図るときに、地盤もはからないかんのと違いますか。そうじゃないと、上がよくても下が悪ければ、効果があるんですか。それで砂上の楼閣という話をさせてもらったんですよ。やっぱり今でもそう思っています。上を直すときには下をちゃんと調べて、避難場所にするためには地盤を調べんかったらどうなのかと思うんですよ。これは国のほうではそんなことをしてるようには見えないんですけど、国の対策はあるんですかね。

松内耐震化戦略担当室長

今回の東日本大震災で遠く離れた東京近郊におきましても液状化がひどかった。今回の被害の特徴として、津波被害、液状化それから天井落下とか、阪神淡路大震災のときの最初の揺れによる大きな被害と大分変わった状況にありました。そうした中で国における液状化対策の動きについては、液状化は新潟地震での共同住宅の倒壊といったこともございまして、建築基準法においてもいろいろ対策が講じられてきたわけですが、今回も国のほうにおきまして液状化対策技術検討会議というのを地震直後に立ち上げまして、関係学会のいろんな協力を得て、8月31日に当面の結果を公表しております。その中で、従来より新設建物における設計基準、液状化を基礎構造にどういうふうに反映させるかという点につきましては、被害の建物を具体的に調査したところ、従来のやり方を見直す必要はそんなになかった、有効性が認められたということが報告に含まれております。委員がおっしゃるような、既存建築物に対しましては耐震化も必要であるが、液状化についても必要じゃないかという話については、その中では触れられておりません。というのは、新設建物についてはいろいろ技術基準が大きな災害があるたびに見直されて改善されておりますが、既存施設につきましては施設の状況、必要性、管理者の意向をもとに必要な対策が講じられますので、私どもとしましたら、最初の揺れで大きな被害を受けないようにというのを最優先にする必要があるだろうということから、まずは耐震化。それで液状化が起こる場所におきましては、御意見にございましたとおり、液状化もあわせて対策が必要であろうとは思いますが、それにつきましては先ほども申しましたとおり、いろんなやり方が考えられる中、総合的に判断していく必要があると考えております。

西沢副委員長

総合的に判断していくという話ですけど、現実的にはそういうことに対して計画というのはないわけですね、国のほうもね。既存の建物ね。今、新しく家を建てようと思ったら、地盤を調べなさいということになってますね、民間の住宅でも。簡易的に調べる方法もあります。話を聞きますと、液状化が起きる起きないを数値で大体出していたのが、今度の東日本大震災でその数値の出し方がほとんど合っていると聞きましたんで、じゃあそれをどう利用するのかということですよ。下に液状化する層があると、それがどれだけ悪さをするかというのは、だんだんわかってきたという中で、避難場所をどうするのか。上を耐震化しているから大丈夫ということですが、本当に大丈夫なのかは地盤を調べればわかるような状態になってきた。その中でそれらを含めてどうするのか検討してほしい。県だけで予算がなければ国のほうにもそういうことをお願いしていくのが当たり前です。そう思いますけどいかがですか。

松内耐震化戦略担当室長

地盤の状況に応じまして液状化のしやすさ、PL値とかFL値というのがあるんですけど、その辺の有効性が国が設けた技術検討会議で一応確認されたという話は聞いておりますけど、それだけではございませんで、やっぱり揺れの起こった時間の長さとかいろんな要因が関係して大規模な液状化被害に至ったということから、その数値の有効性だけでなくほかの要因が液状化とどういう因果関係をなすのか、そういったことも今後検討する必要があるということも含まれております。ですから、そういった内容に対しまして今後国がどういうふうに建築基準に反映していくのか見きわめる必要が新築建物についてはあるんですけど、既存建物については先ほども言いましたとおり、現時点では具体の対策、こういう予定で進めるといったものは情報として聞いておりません。

西沢副委員長

私が言っているのは、すべてですというの難しいのはわかっていますが、避難場所については調べないと後の祭りということにもなりかねませんから、避難場所ぐらいいはちゃんと調べるということが必要だと私は思います。すべてというのはそれは難しいですよ、金も要ります。先ほどここに来るまでに高速道路のことも言っていました。これも同じですよ。結局今までにつくった道路というのは残念ながら液状化現象を余り重要視してこなかった。そのために液状化で道路がかなりやられたという事例がいっぱいありますよね。その中で一番大事な緊急輸送道路をどうするんですかということをごにこにこに議論してましたよね。そんなことも検討していく。すべて直すというのは無理ですけど、直さなくてもいけるような方法をまずは検討してほしい。そしてできるだけ対策、できることをやってもらいたいというのが私の願いです。そんなことでひとつよろしく願います。終わります。

南委員長

ほかに質疑はございませんか。

以上で質疑を終わります。